

<営業届出業種>

区分	業種
販売業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
	乳類販売業
	冰雪販売業
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）※
	弁当販売業
	野菜果物販売業
	米穀類販売業
	通信販売・訪問販売による販売業
	コンビニエンスストア
	百貨店、総合スーパー
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）
	その他の食料・飲料販売業

- 許可業種及び届出が不要な業種は除く。
- 学校、病院等の集団給食を含む。

※旧許可業種で喫茶店営業と区分されていた業種

区分	業種
製造・加工業	添加物製造・加工業（食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
	いわゆる健康食品の製造・加工業
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
	農産保存食料品製造・加工業
	調味料製造・加工業
	糖類製造・加工業
	精穀・製粉業
	製茶業
	海藻製造・加工業
	卵選別包装業
	その他の食料品製造・加工業
	上記以外のもの
集団給食施設	
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	
その他	